



発行 東京都

二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告示

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移

転資金貸付金償還金の収納委託

(建設局用地部管理課) 一

○都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収

(建設局公園緑地部公園課) 一

○都立公園の有料施設の使用料の徴収委託 (九件)

(同) 二

○都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨

時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収

委託 (十二件) (同) 二

○東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収

委託並びに管理料の収納委託 (同) 七

告示

●東京都告示第四百五十五号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年

東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金

の収納事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日
東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財團法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

三 委託施設 日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、小音楽堂並びに陳列場、芝公園の

●東京都告示第四百五十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用料(予納金を含む。)の徴収の事務について

は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

の競技場

の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート、府中の森公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート並びに野球場及びその夜間照明施設、武蔵野中央公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、大泉中央公園の野球場及びその夜間照明施設、テニスコート並びに野球場、テニスコート及び野球場並びに弓道場並びにテニスコート及びそれらの夜間照明施設、大泉中央公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカーフィールド、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場

は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十日まで

三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

● 東京都告示第四百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る

る使用料（予納金を含む。）のうち府中の森公園のサッカーフィールドの観客席に係るもの徴収及び支出

三 指定日

令和六年四月一日

四 委託日

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカーフィールド及びそれらの夜間照明施設

● 東京都告示第四百五十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十日まで

三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

● 東京都告示第四百六十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五

十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る

十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託した
ので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 武藏野の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 武藏野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

ト 夜間照明施設並びに野川公園のテニスコート

● 東京都告示第四百六十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

三 条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

● 東京都告示第四百六十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るもの（競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るもの）の徴収及び支出並びに野外ステージに係るもの（競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るもの）の徴収及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館

● 東京都告示第四百六十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

多摩部の公園パートナーズ

（二）所在地

豊島区南池袋一丁目十六番十五号

西武造園株式会社内

東京都知事 小池百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社 ELS

墨田区墨田四丁目三十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るもの（競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るもの）の徴収及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

ト 及び支出並びに野外ステージに係るもの）の徴収

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

アメニス夢の島グループ

（二）所在地

港区三田四丁目七番二十七号

株式会社日比谷アメニス内

● 東京都告示第四百六十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称

多摩部の公園パートナーズ

（二）所在地

豊島区南池袋一丁目十六番十五号

西武造園株式会社内

(一) 名称 ニッセイファシリティ株式会社
 (二) 所在地 杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 井の頭恩賜公園の競技場、野球場及びテニスコート

● 東京都告示第四百六十六号
東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、

臨時のな占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、
次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
 (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 日比谷公園、芝公園、青山公園、戸山公園、東白鬚公園、木場公園、東京臨海広域防災公園、林試の森公園、蘆花恒春園、砧公園、駒沢オリンピック公園、祖師谷公園、代々木公園、善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園、高井戸公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、練馬城址公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武藏野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武藏野の森公園、小山田公園、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花园、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸庭園

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時のな占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、
次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ
 (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

● 東京都告示第四百六十九号
東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時のな占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の定めるところにより、
次のとおり委託したので告示する。

● 東京都告示第四百六十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

● 東京都告示第四百六十八号
東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 Tokyo Legacy Parks株式会社
 (二) 所在地 中央区八重洲一丁目四番十六号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 明治公園

● 東京都告示第四百七十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、

次とのおり委託したので告示する。
 令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 武藏野の公園パートナーズ
 (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園、小宮公園、滝山公園及び大戸緑地
 東伏見公園

● 東京都告示第四百七十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 多摩部の公園パートナーズ
 (二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園、小宮公園、滝山公園及び大戸緑地
 東伏見公園

● 東京都告示第四百七十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための

次とのおり委託したので告示する。
 令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ
 (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園

● 東京都告示第四百七十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、

次とのおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ
 (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園

臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、

政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、

一 委託した相手方

(一) 名称 狹山丘陵パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設

狹山・境緑道、狹山公園、八国山緑地、東大和公園、中藤公園及び野山北・六道山公園

◎東京都告示第四百七十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園及び夢の島熱帯植物館

◎東京都告示第四百七十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 台場公園及び潮風公園

◎東京都告示第四百七十六号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都慰靈協会

(二) 所在地 墨田区横網二丁目三番二十五号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 横網町公園

◎東京都告示第四百七十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の定めるところにより、次とおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園

● 東京都告示第四百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社 ELS

墨田区墨田四丁目三十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収

する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて上野恩賜公園に係るものに徴収

三 指定日

令和六年四月一日

四 委託日

令和六年四月一日

● 東京都告示第四百七十九号

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号。以下「靈園条例」という。）及び東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）に規定する使用料（埋蔵施設、

長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可並びに休憩所及び売店を設けるための土地の使用許可に係るもの）を除く。）及び手数料並びに東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料（埋蔵・収蔵

施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明、火葬証明及び分骨証明に係るものに限る。）の徴収の事務並びに靈園条例に規定する管理料の収納の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和六年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 委託施設 多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子霊園、青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園及び瑞江葬儀所

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む)
六、六〇〇円

印刷所
電話 ○三(三八一二二)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001